

【機密性2】

令和6年度における盛岡地方裁判所及びその管内の簡易裁判所
の裁判官の配置、事務分配、代理順序及び開廷日割等について

盛岡地方裁判所

(令和5年12月15日 裁判官会議決議)

(令和6年 1月16日 応急の措置)

(令和6年 3月 8日 裁判官会議決議)

第1 盛岡地方裁判所の本庁及び支部における裁判事務を行う裁判官の配置、事務
分配、代理順序、開廷日割を次のとおり定める。

1 本庁

(1) 裁判官の配置

第一民事部

裁判長	判事	浦野 真美子
	判事	中島 真一郎
	判事	山崎 克人
	判事	佐々木 耕
	判事補	猪狩 翔太郎
	判事補	上野 友輔

第二民事部

裁判長	判事	柵木 澄子
	判事	山崎 克人
	判事	二宮 正一郎
	判事	佐々木 耕
	判事	佐々木 大慧
	判事補 (特例)	藤原 弓子

判事補	猪 狩 翔太郎
判事補	上 野 友 輔
刑 事 部	
裁判長 判事	中 島 真一郎
判事	二 宮 正一郎
判事	佐々木 耕
判事	佐々木 大 慧
判事補	猪 狩 翔太郎
判事補	上 野 友 輔

(2) 事務分配

ア 第一民事部

第二民事部に属する裁判官並びに支部及び管内簡易裁判所の民事事件を担当する裁判官の忌避事件

イ 第二民事部

第一民事部に分配する事件を除く民事事件全部（ただし、第二民事部の合議事件の破棄差戻事件については、原裁判の審理に関与した裁判官以外の裁判官をもって合議体を構成し、処理する。）

ウ 刑事部

刑事事件全部。ただし、令状請求事件及びこれに準ずる事件（休日及び夜間において受理した事件を含む。）については、本庁及び盛岡簡易裁判所配置の裁判官の協議により別に定める要領による。

なお、合議事件の破棄差戻事件については、原裁判の審理に関与した裁判官以外の裁判官をもって合議体を構成し、①刑事部に属する裁判官、書記官等の忌避事件及び除斥事件、②準起訴手続事件、③合議事件及び原審が本庁刑事部裁判官による事件に係る準抗告事件、④裁判員の参加する刑事裁判に関する法律で定める裁判のうち、受訴裁判所の合議体を構成する

裁判官が関与することのできない事件、⑤心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法72条又は73条の申立て事件は、第二民事部に配置されている裁判官をもって合議体を構成し、処理する。

エ その他

(ア) 支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、本庁において取り扱う。

(イ) 傍受の原記録の保管事務は、刑事部裁判長判事が処理する。

(3) 各部における事件の分配

第一、第二民事部及び刑事部における事件の分配は、各部が定めるところによる。

(4) 代理順序

ア 第一民事部の裁判長に差し支えがあるときは、判事中島真一郎が、第二民事部の裁判長に差し支えがあるときは、判事二宮正一郎、判事佐々木大慧の順に、刑事部の裁判長に差し支えがあるときは、判事佐々木耕がそれぞれ代理する。

イ 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えがあるときは、その裁判官の配置されている部のその他の裁判官が代理し、これによることができないときは、他の部の裁判官が代理する。

(5) 開廷日割

第一民事部 月曜日

第二民事部

合議 木・金曜日

単独 月・火・水・木・金曜日

刑事部

合議 火・水・金曜日

単独 月・火・水・木・金曜日

2 支部

各支部における裁判事務の分配は、各支部が定めるところによる。

(1) 花巻支部

ア 裁判官の配置

判事補（特例） 平古場 郁 弥

イ 代理順序

判事補（特例） 平古場郁弥に差し支えがあるときは、判事深谷佑美が填補して代理する。

ウ 開廷日割

民事 月・水曜日

刑事 木・金曜日

(2) 二戸支部

ア 裁判官の配置

判事補（特例） 藤原弓子

イ 代理順序

判事補（特例） 藤原弓子に差し支えがあるときは、判事佐々木大慧が填補して代理する。

ウ 開廷日割

月・火曜日

(3) 遠野支部

ア 裁判官の配置

判事 宮 本 誠

イ 代理順序

判事宮本誠に差し支えがあるときは、判事補（特例） 平古場郁弥が填補して代理する。

ウ 開廷日割

月・火曜日

(4) 宮古支部

ア 裁判官の配置

判事

二宮 正一郎

イ 代理順序

判事二宮正一郎に差し支えがあるときは、判事佐々木大慧が填補して代理する。

ウ 開廷日割

水・木曜日

(5) 一関支部

ア 裁判官の配置

判事

深谷 佑美

イ 代理順序

判事深谷佑美に差し支えがあるときは、判事補（特例）平古場郁弥が填補して代理する。

ウ 開廷日割

民事 月・水・金曜日

刑事 火曜日

(6) 水沢支部

ア 裁判官の配置

判事

宮本 誠

イ 代理順序

判事宮本誠に差し支えがあるときは、判事深谷佑美が填補して代理する。

ウ 開廷日割 水・木・金曜日

3 代理順序及び開廷日割の特例

(1) 交通事情その他の事情により、1及び2に定める代理順序によることができない場合において、裁判事務を取り扱う上で差し迫った必要があるときは、所長は、その都度、代理裁判官を指名することができる。

緊急のため所長の指名を得る余裕がないときは、その他の裁判官が適宜その職務を代理することができる。ただし、このときは、所長に対して、直ちにその旨を報告しなければならない。

(2) 1及び2の開廷日割の定めにかかわらず、必要に応じて隨時開廷することができる。

第2 盛岡地方裁判所管内の簡易裁判所における裁判事務を行う裁判官の配置、事務分配、代理順序等を次のとおり定める。

1 盛岡簡易裁判所（ただし、令和6年3月25日から同月31日まで）

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事	阿 部 吉 明
(二戸簡易裁判所からの填補) 簡易裁判所判事	関 口 政 利
(宮古簡易裁判所からの填補) 簡易裁判所判事	漆 原 宏
簡易裁判所判事	中 島 真一郎
簡易裁判所判事	柵 木 澄 子
簡易裁判所判事	村 上 誠 子
簡易裁判所判事	横 地 由 美
簡易裁判所判事	宮 部 良 奈
簡易裁判所判事	藤 田 壮
簡易裁判所判事	中 野 晴 行
簡易裁判所判事	藤 原 弓 子
簡易裁判所判事	高 橋 弘 乃

(2) 事務分配

民事及び刑事の各事件を簡易裁判所判事阿部吉明及び簡易裁判所判事関口政利及び簡易裁判所判事漆原宏に別紙1「裁判官事務分配表」のとおりそれぞれ分配する。

(3) 代理順序

簡易裁判所判事阿部吉明に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事関口政利簡易裁判所判事漆原宏の順に、簡易裁判所判事関口政利及び簡易裁判所漆原宏に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事阿部吉明がそれぞれ代理する。

2 盛岡簡易裁判所（ただし、令和6年4月1日以降）

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事	阿 部 吉 明
(二戸簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事
	関 口 政 利
	簡易裁判所判事
	中 島 真一郎
	簡易裁判所判事
	山 崎 克 人
	簡易裁判所判事
	柵 木 澄 子
	簡易裁判所判事
	二 宮 正一郎
	簡易裁判所判事
	佐々木 耕
	簡易裁判所判事
	佐々木 大 慧
	簡易裁判所判事
	藤 原 弓 子

(2) 事務分配

民事及び刑事の各事件を簡易裁判所判事阿部吉明及び簡易裁判所判事関口政利に別紙2「裁判官事務分配表」のとおりそれぞれ分配する。

(3) 代理順序

簡易裁判所判事阿部吉明に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事関口政利が、簡易裁判所判事関口政利に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事阿部吉明がそれぞれ代理する。

3 花巻簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事 平古場 郁 弥

簡易裁判所判事 江 寄 裕 一

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事江寄裕一

民事事件全部及び簡易裁判所判事平古場郁弥に分配する事件を除く刑事事件

イ 簡易裁判所判事平古場郁弥

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事江寄裕一に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事平古場郁弥が代理する。

4 二戸簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事 関 口 政 利

(盛岡簡易裁判所からの填補) 簡易裁判所判事 藤 原 弓 子

(盛岡簡易裁判所からの填補) 簡易裁判所判事 阿 部 吉 明

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事関口政利

民事事件全部及び簡易裁判所判事阿部吉明に分配する事件を除く刑事事件

イ 簡易裁判所判事阿部吉明

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事関口政利に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事阿部吉明が代理する。ただし、緊急を要する場合には、簡易裁判所判事藤原弓子が代理することができる。

5 久慈簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事	漆 原 宏
(二戸簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事
	関 口 政 利

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事漆原宏民事事件全部及び簡易裁判所判事関口政利に分配する事件を除く刑事事件
イ 簡易裁判所判事関口政利
公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事漆原宏に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事関口政利が代理する。

6 遠野簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事	宮 本 誠
(花巻簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事
(釜石簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事
	江 寄 裕 一
	三 井 憲 人

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事三井憲人
民事事件全部及び簡易裁判所判事江寄裕一に分配する事件を除く刑事事件
イ 簡易裁判所判事江寄裕一

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式
裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事三井憲人に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事江寄裕一が代理する。ただし、緊急を要する場合には、簡易裁判所判事宮本誠が代理することができる。

7 釜石簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事	三 井 憲 人
(大船渡簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事 生 田 彰

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事三井憲人

民事事件全部及び簡易裁判所判事生田彰に分配する事件を除く刑事事件

イ 簡易裁判所判事生田彰

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式
裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事三井憲人に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事生田彰が代理する。

8 大船渡簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事	生 田 彰
(釜石簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事 三 井 憲 人

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事生田彰

民事事件全部及び簡易裁判所判事三井憲人に分配する事件を除く刑事事件

イ 簡易裁判所判事三井憲人

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事生田彰に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事三井憲人が代理する。

9 宮古簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事	漆 原 宏
(盛岡簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事 二 宮 正一郎
(釜石簡易裁判所からの填補)	簡易裁判所判事 三 井 憲 人

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事漆原宏

民事事件全部及び簡易裁判所判事三井憲人に分配する事件を除く刑事事件

イ 簡易裁判所判事三井憲人

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事漆原宏に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事三井憲人が代理する。ただし、緊急を要する場合には、簡易裁判所判事二宮正一郎が代理する。

10 一関簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事 深谷佑美
(水沢簡易裁判所からの填補) 簡易裁判所判事 腰塚秀一

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事腰塚秀一

民事事件全部及び簡易裁判所判事深谷佑美に分配する事件を除く刑事事件

イ 簡易裁判所判事深谷佑美

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事腰塚秀一に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事深谷佑美が代理する。

11 水沢簡易裁判所

(1) 裁判官の配置

簡易裁判所判事 宮本誠
簡易裁判所判事 腰塚秀一
(盛岡簡易裁判所からの填補) 簡易裁判所判事 阿部吉明

(2) 事務分配

ア 簡易裁判所判事腰塚秀一

民事事件全部及び簡易裁判所判事阿部吉明に分配する事件を除く刑事事件

イ 簡易裁判所判事阿部吉明

公職選挙法違反略式命令事件及び同事件を除く略式命令に対する正式裁判申立事件

(3) 代理順序

簡易裁判所判事腰塚秀一に差し支えがあるときは、簡易裁判所判事阿部吉

明が代理する。ただし、緊急を要する場合には、簡易裁判所判事宮本誠が代理することができる。

12 代理順序の特例

- (1) 交通事情その他の事情により、1から11までに定める代理順序によることができない場合において、裁判事務を取り扱う上で差し迫った必要があるときは、所長は、その都度、代理裁判官を指名することができる。
- (2) 緊急のため所長の指名を得る余裕がないときは、他の簡易裁判所判事が適宜その職務を代理することができる。ただし、このときは、所長に対して、直ちにその旨を報告しなければならない。

第3 調停主任裁判官の指定

民事調停法第7条1項により、各所属庁（填補庁を含む。）の調停事件を取り扱う調停主任裁判官を次のとおり指定する。

1 本庁	判事	柵木 澄子
	判事	二宮 正一郎
	判事	佐々木 大慧
2 花巻支部	判事補（特例）	平古場 郁弥
3 二戸支部	判事補（特例）	藤原弓子
4 遠野支部	判事	宮本 誠
5 宮古支部	判事	二宮 正一郎
6 一関支部	判事	深谷 佑美
7 水沢支部	判事	宮本 誠
8 盛岡簡裁（ただし、令和6年3月25日から同月31日まで）	簡易裁判所判事	阿部 吉明
	簡易裁判所判事	関口政利
	簡易裁判所判事	漆原 宏
9 盛岡簡裁（ただし、令和6年4月1日以降）		

	簡易裁判所判事	阿 部 吉 明
	簡易裁判所判事	関 口 政 利
10 花巻簡裁	簡易裁判所判事	平古場 郁 弥
	簡易裁判所判事	江 寄 裕 一
11 二戸簡裁	簡易裁判所判事	藤 原 弓 子
	簡易裁判所判事	阿 部 吉 明
	簡易裁判所判事	関 口 政 利
12 久慈簡裁	簡易裁判所判事	漆 原 宏
	簡易裁判所判事	関 口 政 利
13 遠野簡裁	簡易裁判所判事	宮 本 誠
	簡易裁判所判事	江 寄 裕 一
	簡易裁判所判事	三 井 憲 人
14 釜石簡裁	簡易裁判所判事	三 井 憲 人
	簡易裁判所判事	生 田 彰
15 大船渡簡裁	簡易裁判所判事	生 田 彰
	簡易裁判所判事	三 井 憲 人
16 宮古簡裁	簡易裁判所判事	二 宮 正一郎
	簡易裁判所判事	三 井 憲 人
	簡易裁判所判事	漆 原 宏
17 一関簡裁	簡易裁判所判事	深 谷 佑 美
	簡易裁判所判事	腰 塚 秀 一
18 水沢簡裁	簡易裁判所判事	宮 本 誠
	簡易裁判所判事	阿 部 吉 明
	簡易裁判所判事	腰 塚 秀 一

第4 労働審判官の指定

労働審判法第8条により、労働審判事件を取り扱う労働審判官を次のとおり

指定する。

民事部	判事	柵木澄子
	判事	二宮正一郎
	判事	佐々木大慧

第5 盛岡地方裁判所の本庁及び支部における司法行政事務を行う裁判官に差し支えが生じたときの代理順序を次のとおり定める。

- 1 所長については、判事中島真一郎、判事柵木澄子の順
- 2 第一民事部の総括裁判官については、判事中島真一郎、第二民事部の総括裁判官については、判事二宮正一郎、刑事部の総括裁判官については、判事佐々木耕
- 3 花巻支部長については、判事深谷佑美
- 4 二戸支部長については、判事佐々木大慧
- 5 遠野支部長については、判事補（特例）平古場郁弥
- 6 宮古支部長については、判事佐々木大慧
- 7 一関支部長については、判事補（特例）平古場郁弥
- 8 水沢支部長については、判事深谷佑美

第6 盛岡地方裁判所管内の簡易裁判所における司法行政事務を掌理する裁判官の代理者を次のとおり定める。

- 1 盛岡簡易裁判所については、簡易裁判所判事関口政利
- 2 花巻簡易裁判所については、簡易裁判所判事江崎裕一
- 3 二戸簡易裁判所については、簡易裁判所判事藤原弓子
- 4 久慈簡易裁判所については、簡易裁判所判事関口政利
- 5 遠野簡易裁判所については、簡易裁判所判事三井憲人
- 6 釜石簡易裁判所については、簡易裁判所判事生田彰
- 7 大船渡簡易裁判所については、簡易裁判所判事三井憲人
- 8 宮古簡易裁判所については、簡易裁判所判事二宮正一郎

9 一関簡易裁判所については、簡易裁判所判事腰塚秀一

10 水沢簡易裁判所については、簡易裁判所判事腰塚秀一

第7 司法行政事務を行う裁判官及び司法行政事務掌理者の代理順序の特例

第5及び第6に定める代理順序によることができないときは、所長は、適宜
その代理者を指名することができる。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年1月15日 応急の措置）

この応急の措置は、令和6年1月16日から施行する。

附 則（令和6年3月8日裁判官会議決議）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。ただし、盛岡簡易裁判所簡易裁判所判事阿部吉明、久慈簡易裁判所簡易裁判所判事漆原宏及び大船渡簡易裁判所簡易裁判所判事生田彰の異動に伴い変更される部分は、同年3月25日から施行する。

また、第2の1及び第3の8の定めは同年3月25日から施行し、同月31日に廃止する。

(別紙1)

裁判官事務分配表

盛岡簡易裁判所

民刑 の別	事件の種別	裁判官		
		阿部	関口	漆原
民事 事件	通常訴訟	2/3		1/3
	手形・小切手訴訟	2/3		1/3
	少額訴訟	2/3		1/3
	少額訴訟判決異議	2/3		1/3
	調停	1/4	2/4	1/4
	和解(起訴前)		1/2	1/2
	過料	全		
	仮差押え・仮処分	全		
	共助	全		
	公示催告	全		
	雜	全		
刑事 事件	通常訴訟		全(正式裁判を除く。)	
	正式裁判			全
	道交法違反等(乙)	2/5	2/5	1/5
	その他の事件(甲)	2/5	2/5	1/5
	令状※	2/5	2/5	1/5
	雜	全		
備考	<p>※ 略式には、在庁略式事件を含む。</p> <p>※ 令状請求事件及びこれに準ずる事件(休日及び夜間において受理した事件を含む。)については、盛岡地方裁判所本庁及び盛岡簡易裁判所配置の裁判官の協議により別に定める要領による。</p>			

(別紙2)

裁 判 官 事 務 分 配 表

盛岡簡易裁判所

民刑 の別	事件 の 種 別	裁 判 官	
		阿 部	関 口
民 事 事 件	通 常 訴 訟	2 / 3	1 / 3
	手形・小切手訴訟	2 / 3	1 / 3
	少 額 訴 訟	2 / 3	1 / 3
	少額訴訟判決異議	2 / 3	1 / 3
	調 停	1 / 2	1 / 2
	和 解 (起訴前)	1 / 2	1 / 2
	過 料	全	
	仮差押え・仮処分	全	
	共 助	全	
	公 示 催 告	全	
刑 事 事 件	雜	全	
	通 常 訴 訟		全(正式裁判を除く。)
	正 式 裁 判 ※	1 / 2	1 / 2
	道交法違反等 (乙)	1 / 2	1 / 2
	略式※ その他の事件 (甲)	1 / 2	1 / 2
	令 状 ※	1 / 2	1 / 2
備 考	雜	全	
	※ 正式裁判は、略式発付以外の裁判官が担当する。		
	※ 略式には、在庁略式事件を含む。		
	※ 令状請求事件及びこれに準ずる事件(休日及び夜間において受理した事件を含む。)については、盛岡地方裁判所本庁及び盛岡簡易裁判所配置の裁判官の協議により別に定める要領による。		